



ふじよしだ 議会だより

9月定例会 決算特別委員会

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/site/gikai/>

第171号

12月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
			本会議 (開会) 14:00			
7	8	9	10	11	12	13
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
14	15	16	17	18	19	20
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00	
21	22	23	24	25	26	27
					官公庁 仕事納め	
28	29	30	31			

※招集告示は11月26日(水)となります。

本会議・常任委員会を 傍聴しませんか!!

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問い合わせください。

Tel.0555-22-0612

9 月 定 例 会

令和6年度決算を認定

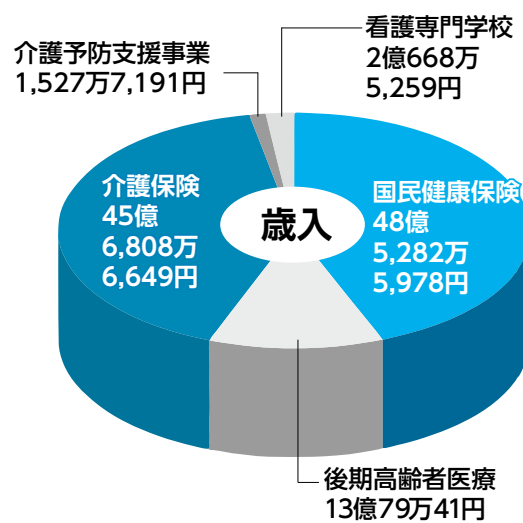
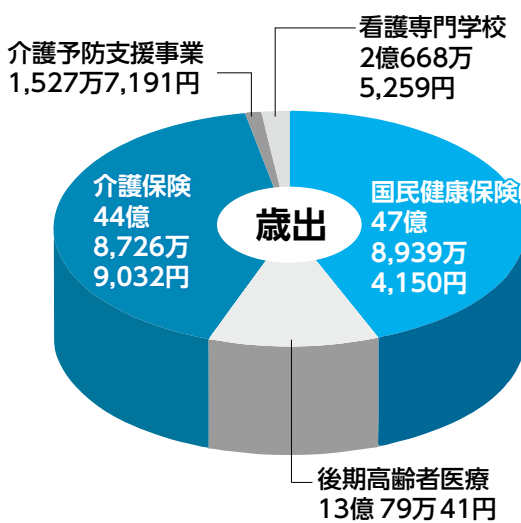
令和7年9月定例会は、9月1日に開会し、30日間の会期を終え、30日に閉会しました。

市長提出の報告案件及び議案については、すべて認定、可決及び同意しました。また、請願1件についても、採択され、議員全員による提出議案として可決されました。

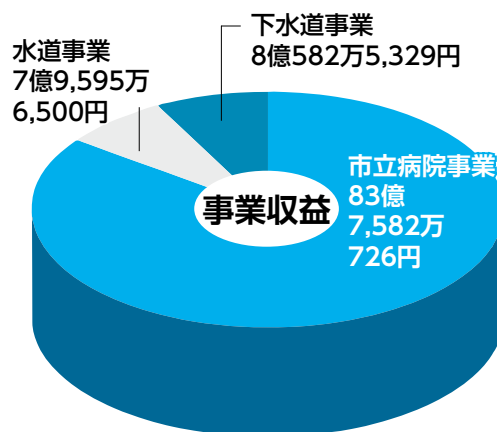
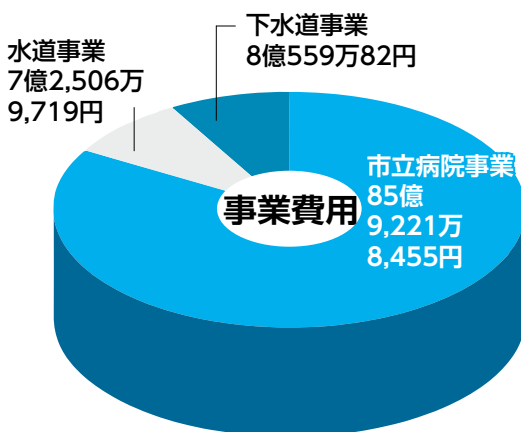
市政に対する一般質問は、5名の議員が行いました。



一般会計



特別会計



事業会計

委員会の審査から

- 決算特別委員会
- 総務経済委員会
- 文教厚生委員会
- 建設水道委員会

決算特別

次の10名で構成する「決算特別委員会」を設置し、以下4議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり認定すべきものと決しました。

委員長 藤原 栄作
副委員長 横山 勇志
委員 奥脇 和一
渡辺 利彦
戸田 元
小俣 光吉
勝俣 大紀
伊藤 進
渡辺 将
藤田 徹

議案第36号

令和6年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

【内容】

● 一般会計

収入済額409億3258万9964円、支出済額は384億9150万

5970円で、歳入歳出差引額は24億4108万3678円となり、継続費通次繰越額10億1294万7490円、繰越明許費繰越額5億7811万1000円を差し引くと、実質収支額は8億5002万5188円となり、実質収支額のうち、4億3000万円は財政調整基金へ積み立て、4億2002万5188円が翌年度へ繰り越されるもの。

● 特別会計

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額48億5282万5978円に対し、歳出総額は47億8939万4150円であり、歳入歳出差引額は6343万1828円となり、実質収支額も同額となり、実質収支額のうち、3200万円は財政調整基金へ積み立て、3143万1828円が翌年度へ繰り越されるもの。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに13億7941円となるもの。

介護保険特別会計決算は、歳入総額45億6808万6649円に対し、歳出総額は44億8726万9032円であり、歳入歳出差引額は8081万7617円となり、実質収支額も同額となり、全額が翌年度へ繰り

越されるもの。

介護予防支援事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに1527万7191円となるもの。

看護専門学校特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに2億668万5259円となるもの。

なお、一般会計歳出審査の中で、各委員から以下の要望があった。

■国際交流事業について、多文化共生社会への認識が広がる中で、積極的に市民との交流イベントを開催してほしい。

■定住促進関連事業について、本市が全庁を挙げて取り組んでいる人口減少対策が市民や議員にわかりやすく認識されるよう、人口減少対策を事業名に表記してほしい。

■演習場対策事業について、富士吉田市まちづくり構想（基本構想）の策定に伴い、市庁舎建設事業、（仮称）総合医療保健センター整備事業、昭和通り線無電柱化事業の推進に努めてほしい。

■市民会館管理運営事業について、近隣施設で開催されているイベントを考慮するなかで、ふじさんホールにおいても、幅広い世代に対応した芸術・文化イベントの開催に

努めてほしい。

■市民会館管理運営事業、およびコミュニティセンター等管理運営事業について、施設利用者の利便性向上や指定緊急避難場所であることを考慮し、当該施設へのWi-Fi環境の整備に努めるとともに、その結果について議会に報告してほしい。

■地域福祉事業について、DV被害者に対して、シェルターやシェアハウス運営事業者と連携し、能動的にサポートするよう努めてほしい。

■地域支え合い事業について、タクシー券の運用方法の改善に努め、高齢者の外出機会の増加に繋げてほしい。

■動物の保護・死骸処理関係事業について、野良猫の不妊去勢活動において、近隣住民からの手術後の野良猫による糞尿等の苦情に対して、適切な対応に努めてほしい。

■林業振興事業について、治山治水及び災害予防の観点から、松くい虫・ナラ枯れ被害には早い段階での対応に努めるとともに、山梨県が率先して富士北麓の美しい森林景観を保全するよう、強く働きかけてほしい。

■観光宣伝・観光客誘致推進事業に

ついて、吉田の火祭りは400年の伝統ある祭事であり、近年、たいまつの作成場所の確保や世話人のなり手不足など、多くの課題が顕在化しており、本市には課題解決に向け、積極的に観光施策を講じてほしい。

■市道等維持管理事業について、道路陥没等の市民からの通報には、既存の市公式アプリの機能ではなく、通報者と行政が双方向でやりとりできる市公式アプリの機能改善に努めてほしい。

■富士山火山対策事業、および防災対策事業について、わが家の防災マニュアルや富士山火山噴火避難対策ガイドブックに掲載されている防災情報は大変有益であるので、防災士会や自主防災会と連携して、市民への周知や啓発活動に努めてほしい。

■小学校校外活動等支援事業について、小学校における水泳授業は児童の心身の健全育成に資することから、授業時間の増加に努めてほしい。

■市民体育施設管理事業について、施設利用者に快適な空間を提供できるよう、施設の老朽化による不具合には迅速に対応するよう努め

てほしい。

なお、総括質疑において、各委員から以下の要望があった。

■市民がふるさと納税への理解を深めることができるよう、市民と返礼品事業者が交流できる機会の創出に努めてほしい。

■本市では保育料の無償化をはじめとした様々な施策を講じ、人口減少対策に取り組んでいるが、今後もしも引き続き全庁を挙げて、この重要課題の解決に取り組んでほしい。

■人口減少社会を迎え、本市が稼げるまちとなるためには、人流を点から線、線から面にしていくことが重要であり、最小の費用で最大の市民サービス向上が図られるよう、引き続き取り組んでほしい。

■今後、より一層持続可能な自治体運営が求められていることを認識するなかで、来年度の予算編成については優先順位をつけながら、「選択と集中」に基づいたメリハリのある予算計上に努めてほしい。

議案第37号

令和6年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益83億7582万726円、事業費用85億9221万8455円となり、損益収支では2億1639万7729円の当年度純損失が計上され、資本的収入及び支出では、収入額7億4252万4000円、支出額10億318万4593円で収支不足額2億6066万593円は、過年度分損益勘定留保資金、並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するもの。

なお、収益的収入及び支出の審査において、約3900万円の診療費が未収となっているので、今後しっかりと回収するよう努めてほしいとの要望があった。

また、総括質疑において、富士北麓地域の基幹病院として、国の交付金制度をはじめとした様々な情報を入手しながら病院経営の改善を図り、市民の生命・健康の維持に努めてほしいとの要望があった。

議案第38号

令和6年度富士吉田市水道事業
会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益7億9595万6500円、事業費用7億2506万9719円となり、損益収支では7088万6781円の当年度純利益を計上され、資本的収入及び支出では、収入額4億9253万9500円、支出額8億1129万3226円で、収支不足額3億1875万3726円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに建設改良積立金で補填するもの。

議案第39号

令和6年度富士吉田市下水道事業
会計決算認定について

【内容】

収益的収入及び支出では、事業収益8億582万5329円、事業費用8億559万82円となり、損益収支では23万5247円の当年度純利益を計上され、資本的収入及び支出では、収入額5億9997万

1342円、支出額8億5146万6953円で、収支不足額2億5149万5611円は、過年度分消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するもの。

総務経済

以下3議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第40号

富士吉田市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業制度における部分休業制度を拡充すると共に、子の年齢に応じた働き方や、仕事と介護の両立しやすい勤務環境を整備する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第41号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

法律の一部改正に伴い、旅費の種目及び内容に変更が生じるため、所要の改正を行うもの。

議案第44号

令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第4号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ6億2177

万3千円を追加し、総額を343億7421万円とするもの。

歳入では、財政調整基金繰入金5億4856万4千円、林道整備事業債3280万円、地方創生臨時交付金2157万8千円等を増額、学校施設環境改善交付金810万6千円を減額し、歳出では、市民へ感謝のチケット事業費4億9655万2千円、企画・調整事業費3700万円、林道維持管理事業費3285万7千円等を増額するもの。

文教厚生

以下3議案と請願1件について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決・採択すべきものと決しました。

議案第42号

富士吉田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【内容】

法律の一部改正に伴い、新たに創

設された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、所要の規定を整備するもの。

議案第45号

令和7年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算(第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ515万4千円を追加し、総額を50億859万9千円とするもの。

歳入では、子ども・子育て支援事業費補助金515万4千円を増額し、歳出では、国保税賦課事業費515万4千円を増額するもの。

議案第46号

令和7年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ160万1千円を追加し、総額を13億6254万1千円とするもの。

歳入では、子ども・子育て支援事業費補助金160万1千円を増額し、歳出では、後期高齢者医療賦課事業費160万1千円を増額するもの。

請願第2号

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

【内容】

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、国は、中学校の学級編制基準の引き下げに当たって、加配定数の振り替えによらない教職員定数の増員、学校の働き方改革・長時間労働是正を



実現するための教職員定数改善の推進、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国負担割合の還元、並びに教育予算の拡充等について施策を講ずる必要があるため、国に対し意見書を提出するよう求めるもの。

建設水道

以下1議案について慎重に審査し、妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【内容】

富士吉田市営神田堀団地について建物の解体が完了し、供用を廃止したことに伴い、所要の改正を行うもの。

なお、審査の中で、新開団地については、県の指定した急傾斜地崩落危険区域に敷地の一部がかかってお

り、老朽化が著しい団地であるため、入居者の安全確保や快適な住環境を提供できる住み替えを促進しながら、早期に建物の解体を進めてほしいとの要望があった。



報告案件・即決案件の概要

報告第7号

継続費精算報告書について(令和6年度富士吉田市一般会計)

【内容】

令和5年度及び令和6年度の2か年で実施した「道の駅富士吉田リニューアル事業(R5・6継続事業)」外2件について、関係法令に基づき報告を受けたもの。

報告第8号

健全化判断比率について

【内容】

一般会計等に係る財政の健全性について、関係法令に基づき報告を受けたもの。

報告第9～11号

資金不足比率について

【内容】

市立病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の各会計において、資金不足が発生していない旨の報告を受けたもの。

議案第47号

令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ4219万3千円を追加し、総額を344億1640万3千円とするもの。

議案第48号

富士吉田市教育委員会委員の任命について

【内容】

委員の羽田誠氏及び清水慶子氏の後任に、瀧口孝憲氏及び河野大介氏を任命するもの。

議案第49号

富士吉田市公平委員会委員の選任について

【内容】

委員の市川清氏の後任に、柏木俊之氏を選任するもの。

議案第50号

人権擁護委員の推薦について

【内容】

引き続き、杉本久香氏を任命するもの。

議案第51号

学校の働き方改革・長時間労働は正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】

中学校の学級編制基準の引き下げに当たって、加配定数の振り替えによらない教職員定数の増員、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するための教職員定数改善の推進、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、義務教育費国庫負担制度の堅持及び国負担割合の復元、並びに教育予算の拡充等の措置を講じるよう、国及び政府に対し要請するもの。

会期日程

30日	25日	24日	22日	16日 17日 18日	11日	9月1日
●各委員長からの報告 ●議案の追加提案 ●各議案の採決 (閉会)	●建設水道委員会 ●付託議案の審査	●文教厚生委員会 ●付託議案及び請願の審査	●総務経済委員会 ●付託議案の審査	●決算特別委員会 ●付託議案の審査	●本会議 ●市政一般質問	●本会議(開会) ●会期の決定 ●議案の提出と説明 ●議案の委員会付託

9月

市政 一般質問

抜粋



藤井 義房
議員
(みらい)

標題①

南海トラフ地震に
おける富士山噴火対策
に関する
防災活動について

1回目の質問

令和3年3月に富士山ハザードマップが改定され、本市においても「わが家の防災マニュアル」が新たに作成された。これらの防災情報が自主防災会を通じて市民にどの程度浸透しているのか、また南海トラフ地震や富士山噴火といった大規模災害への備えが十分図られているのか、以下の2点について質問する。

1点目に、防災マップ改編内容の住民周知と地域組織の役割について伺う。

地域組織は防災の中核的な役割を担っており、市長も地域防災の重要性を認識し様々な支援策を講じている。令和3年3月の富士山ハザードマップ改定は、本市の防災体制にとって重要な転換点となった。この改定

により、本市の危険区域設定や避難経路にどのような具体的な変更が生じたのか、避難所の配置変更について詳細を示すよう求める。また、改定されたハザードマップと「わが家の防災マニュアル」との整合性は十分に図られているか、特に各世帯が実際に避難行動を取る際の判断基準や、避難経路の選択において、矛盾や混乱を招く記載がないか検証されているか伺う。

全33自治会への周知については、単なる資料配布に留まらず、各地区の地理的特性や住民構成を踏まえた説明が必要であると考えている。自主防災会役員が改編内容を正しく理解し、地域住民全体に分かりやすく説明できる体制は整っているか伺う。

さらに、新しい防災マップを活用した実践的な防災訓練の実施状況について質問する。各地区において、従来の避難訓練から、新しいハザードマップに基づいた実効性のある訓練への転換は進んでいるか、市長の考えを伺う。

2点目に、自主防災会と消防団の役割分担及びデジタル技術を活用し

た地域防災力強化について伺う。

大地震が富士山噴火の誘発要因となる可能性も指摘される中、複合災害に対する地域防災力の強化は喫緊の課題であると考えている。

まず、自主防災会と消防団の役割分担の明確化について質問する。災害発生時において、自主防災会は主に地域住民の安否確認や初期避難支援を、消防団は消火活動や救助活動を担うものと理解しているが、実際の災害時には両組織の活動領域が重複し、効率的な災害対応に支障をきたす可能性がある。平時の訓練段階から、両組織の具体的な役割分担と連携方法を明文化し、地域住民にも周知する必要があると考えるが、市としてのガイドライン策定や調整機能の強化についてどのように考えているか伺う。

次に、デジタル技術を活用した情報伝達システムのさらなる強化について質問する。本市では既に富士吉田市公式防災アプリが導入され、市民への情報発信に活用されていることは承知している。しかし、災害時には市から住民への一方的な情報発信だけで、自主防災会や消防団といった地域組織から市へリアルタイムでの被災状況や避難状況の報告機能が重要であると考えている。

現在の防災アプリに、地域組織のリーダーが災害時に被害状況や避難完了状況を市に報告できる双方向通信機能の追加について、ど

のような検討がされているか、また既存アプリの機能拡充や、別途専用の報告システムの構築など、具体的な計画があるか伺う。

1回目の市長答弁

本市では、防災力の向上と実りある防災訓練を目指し、市民と協力して南海トラフ巨大地震や富士山火山噴火等に備え、全国にも誇れる「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」を発行している。

まず、富士山ハザードマップの改定についてである。本市の危険区域や避難経路の変更については、富士山火山噴火の場合以外は大きな変更はないが、富士山火山噴火に想定される避難方法が、原則、徒歩避難となった。また、噴火警戒レベル4が発表された場合は、火砕流や大きな噴石等の到達範囲となる「第2次避難対象エリア」(新屋地区と上吉田地区の一部)については、全ての住民に避難行動を要請し、溶岩流が3時間以内に到達する「第3次避難対象エリア」については、避難行動要支援者に避難行動を要請することとなる。

噴火後については、噴火口と溶岩流の位置等が富士山火山防災対策協議会で示された溶岩流シミュレーションマップ、通称「ドリルマップ」が発表されるため、影響範囲や規模についてある程度想定される。これにより、危険地域の立入規制などが

進み、立入規制された市民と指定避難所に避難している方々には、立入規制されていない指定避難所への移動・避難を要請する形となる。したがって、指定避難所の配置変更はなく、噴火が発表されるまでは自然災害等と同様の指定避難所へ避難してもらうこととなる。

次に、「わが家の防災マニュアル」との整合性についてである。令和7年3月に発行した当該マニュアルでは、一般災害を中心に地震・風水害・火災など自然災害の基本的な対応方法や備えるべき物資、指定避難所の位置までを広く知らせている。

また、当該マニュアルと同時に発行した「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」は、火山噴火に特化した、各家庭がどの避難対象エリアにあるのかを詳しく図示したガイドブックである。これは、富士山火山防災対策協議会が示したハザードマップを基に富士山科学研究所の監修を受けて作成しており、いずれも改正後のハザードマップと十分な整合性が図られている。

判断基準や避難経路については、噴火が発表されるまでは、地震災害等と同様の指定避難所へ避難することとなる。また、自治会への周知については、自主防災会連絡連携会議にて十分周知しており、必要に応じて市の出前講座など自治会等の防災研修会で、丁寧に説明している。

次に、新しい「富士山火山噴火避難

対策ガイドブック」を活用した実効性のある訓練への転換については、令和7年3月に配布したマップを用いて、先日富士吉田市防災の日に複合防災訓練を行った。今後、課題等を精査・検証する。

次に、自主防災会と消防団の役割分担についてである。

自主防災会の役割については、平時には、防災知識の普及、防災訓練の実施、危険箇所の点検、防災マップの作製、避難行動要支援者の確認などの活動を行い、災害時には、初期対応として住民の安否確認・避難誘導、情報伝達、救出救護、初期消火などを行い、地域の安全確保と被害軽減に努める「自助」から、避難所運営などの「共助」への役割を担っている。

一方、消防団の役割としては、消防団員は非常勤の公務員であり、身分を保障された富士吉田市消防団の団員として、自治会組織とは全く別の組織体制を持ち、指揮系統が異なる。平時には、防火指導や巡回・広報、消火栓・消火器、消防水利等の設備点検、消火・救助・応急手当等の訓練などの活動を行い、火災や地震、風水害など災害発生時には、国が示した活動指針を基に同時多発的に発生する被害に対し限られた常備消防力の活動を補完する。災害初期段階においては、消防本部と連携し、消火活動・救助活動・避難誘導・警戒巡視などを行い、地域防災力を支

える非常に重要な組織であり「共助」から「公助」の担い手として貢献している。

本市としてのガイドライン作成や調整機能の強化については、それぞれが消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の基本理念に基づき、進めている。

次に、デジタル技術を活用した地域防災力の強化についてである。自主防災会と消防団では、指揮系統が異なることから、今後の取り組みとして、「共助・公助」を担い地域組織の代表でもある消防団には双方向通信機能を有する消防団活動支援システムアプリケーションを本年度中に導入する。また、自主防災会の「共助」に対する、避難所運営での有効なデジタル化として、受付支援システムであるアプリケーションを既に試験的に先日防災訓練において導入し、検討・検証している。



2回目の質問

市長には、先ほどの質問に対し非常に具体的かつ実践的な答弁をいただいた。特に、富士山噴火時の段階的避難対応や、「わが家の防災マニュアル」と「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」の役割分担の明確化、さらには消防団活動支援システムや避難所受付支援システムの導入など、デジタル技術を活用した具体的な取り組みについて理解を深めることができた。

しかしながら、防災課題を考える上で、地域住民への対策と並行して検討すべき重要な課題がある。それは、年間約570万人の観光客、特に近年急増している海外からの来訪者への災害対応、そして将来の地域防災を担う子どもたちへの防災教育の充実である。これらの課題について、以下の2点について質問する。

1点目に、観光客・外国人来訪者及び宿泊施設との連携による災害対応体制について伺う。

本市は、富士山観光の玄関口として多くの観光客、特に外国人観光客が急増している。地理に不案内で日本の防災システムへの理解も限定的な観光客の安全確保は、地域住民とは全く異なるアプローチが必要である。

まず、多言語対応について質問する。富士吉田市公式防災アプリや新

システムの英語・中国語・韓国語等への対応状況はどうか伺う。富士山噴火という特殊な自然災害について、外国人来訪者が適切に理解し迅速な避難行動を取れる情報提供体制の整備が急務であると考え、市の取組方針を伺う。

次に、宿泊施設との連携体制について質問する。災害時において宿泊施設は宿泊客の安全確保という重要な責任を担う。避難対象エリアの設定や噴火後のドリルマップによる対応について、宿泊事業者への周知と市との役割分担はどのように整理されているか伺う。宿泊施設から指定避難所への移動時の交通手段確保や、宿泊客の安否確認システムへの組み込みについて、具体的な連携体制を示すよう求める。

さらに、観光シーズンピーク時の避難所収容能力について伺う。地域住民用の避難所に大量の観光客が加わった場合の対応能力や物資供給体制について、どのような検討がされているか、国際観光都市としての責務を果たすための備蓄計画や広域連携について、市長の考えを伺う。

2点目に、学校教育と地域防災の連携強化による次世代防災リーダーの育成について伺う。

将来の地域防災を担う子どもたちへの防災教育は極めて重要である。富士山という活火山と共生する本市

では、火山防災への正しい理解と実践的対応能力を学校教育を通じて身につけさせる必要がある。

現在の学校での防災教育実施状況について質問する。小・中・高等学校において、改定された富士山ハザードマップや「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」を活用した火山防災教育の実施状況はどうか伺う。児童・生徒の発達段階に応じた教育内容の体系化について、教育委員会との連携状況を示すよう求める。

次に、学校と地域防災組織との連携強化について伺う。自主防災会や消防団活動への将来的な担い手となる若い世代の参画促進は、持続可能な地域防災力向上に不可欠である。中学生・高校生が地域防災訓練に参加し、実際の避難支援活動を体験する機会の創出について、どのような検討がされているか伺う。

また、デジタルネイティブ世代の児童・生徒には、防災アプリや支援システムの活用を通じた災害時の情報収集・発信能力向上が期待できる。学校教育における防災アプリ活用や、SNSを使った適切な災害情報発信・収集方法の指導について、具体的な取組計画があるか伺う。

2回目の市長答弁

まず、多言語対応についてである。

観光庁が監修する外国人観光客向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の活用について、市ホームページなどで広く周知している。この無料アプリは、緊急地震速報、気象特別警報等をプッシュ型で通知でき、日本語を含む15か国語で対応可能である。また、県が開発する防災サイト「やまなし防災ポータル」は、

8か国語に対応しており、市ホームページにおいて、各国の言語でそれぞれのサイトを閲覧できるようにすることで、外国人観光客及び本市に居住する外国人が、防災情報を収集しやすい環境の整備に努めている。このように、外国人のための防災情報については、本市独自のアプリケーションを構築するのではなく、国や県の防災情報サイトを活用し、外国人観光客などが迅速に避難行動を取れる体制を整備している。

次に、宿泊施設との連携体制についてである。宿泊施設は消防法に基づき、防火・防災管理が義務付けられている。その上で、南海トラフ巨大地震及び富士山火山噴火が予想される臨時情報が発表された場合は、事前に臨時情報が発表されることから、宿泊施設にとどまることなく、災害発生前に速やかに観光客を帰宅させることとなっている。また、災害の規模によっては、政令で定める基準に適合する宿泊施設を避難所として

活用するなど、協力を要請することとなる。

次に、避難所収容能力及び物資供給体制についてである。先ほど答弁したとおり、臨時情報に基づき、外国人観光客は速やかに帰宅させることが前提であることから、避難所に多くの観光客が避難することは想定していないため、避難所対応能力や物資の供給に大きな問題はないと考えている。しかしながら、突発的な災害が発生した場合には、一時的に観光客を受け入れることが想定されるため、国や県などの関係機関、宿泊施設、民間事業者などの協力を得る中で、体制の整備を進めていく。

次に、観光都市としての責務についてである。外国人観光客の広域避難については、本年3月に、新潟・長野・静岡・山梨の4県で「大規模災害時における外国人観光客の超広域避難に関する研究報告書」が関係省庁の協力を得て作成されている。これらを参考にしながら、今後においても、国や県と連携し、しっかりとその責務を果たしていく。

次に、学校における防災教育の実施状況についてである。地域防災計画において「教育課程内の指導」、「防災訓練」、「教育課程外における防災教育」などを定め、これに基づき、市内全ての公立小中学校において引き渡し訓練等を実施している。また、避

難訓練の事前学習において、各学年に合わせた、きめ細かな教育を行っている。防災教育として、昨年度は、京都大学防災研究所や富士山科学研究所などの協力を得て、富士見台中学校において、火山防災ワークショップを3回にわたって行っており、今後もこの取組を展開すべく、市内公立小中学校と調整を進めている。

次に、改定された富士山ハザードマップや「富士山火山避難対策ガイドブック」を活用した火山防災教育についてである。現在、教育委員会、富士山科学研究所など関係機関と連携し、学習内容等を検討している。

次に、児童・生徒の発達段階に応じた教育内容の体系化についてである。先ほど答弁したとおり、各学年に合わせた、きめ細かな教育を教育課程に合わせて実施している。

次に、学校と地域防災組織との連携強化についてである。富士吉田市防災の日において、総合防災訓練や防災シンポジウムと併せ、実験やゲーム形式のプログラムなどを展開すること、子どもたちが関心を抱き、参加したいと思える防災イベントを実施した。また、中学校や高等学校の協力のもと、防災・消防等の避難支援活動も含む防災講座など、防災意識の啓発に努めており、引き続き、若い世代が参加・体験できる防災訓練を検討していく。

次に、学校教育における児童・生徒に対する防災アプリ等を活用した具体的な取組計画についてである。現在、本市では、具体的な取組計画を策定していない。しかしながら、近年、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害も多く発生しているなか、情報収集や発信能力の向上は地域防災の観点においても重要度が増すものと考えられる。議員発言のとおり、地域防災の向上においては、児童生徒の力が不可欠であることから、様々な周知を行うなかで防災アプリ等の活用を促し、災害時の情報収集や発信能力の向上に努めていく。

3回目の質問

富士山ハザードマップ改定による段階的避難体制の整備、自主防災会と消防団の明確な役割分担、各々が抱える担い手不足に対し、若者世代の防災教育・参加促進・事業所など多様な担い手の確保など目を向けていること、また消防団活動支援システムや避難所受付支援システムなどデジタル技術を活用した防災力強化について理解を深めることができた。さらに、年間570万人の観光客への多言語対応として国・県の既存システム活用による合理的アプローチ、臨時情報発表時の事前帰宅を前提とした現実的な災害対応体制、京都市

学防災研究所や富士山科学研究所と連携した次世代防災教育の取組についても、市の方針を確認した。

これらの答弁を通じて、本市の防災体制が着実に整備されていることは十分に理解したが、最も重要な課題が残されている。それは、実際に災害が発生した際の「初動対応」についてである。どれほど優れた防災計画や体制を整備しても、災害発生の際の最初の数時間の対応が、その後の被害の拡大を左右する決定的要因となる。特に南海トラフ地震と富士山噴火という複合災害の可能性を抱える本市においては、市としての初動体制と市民一人ひとりの初動行動が生命を守る鍵となる。

地震発生直後から富士山噴火警戒レベル引き上げまでの時系列において、市災害対策本部の設置から被害状況の把握、住民への情報発信に至るまでの初動体制がどのように整備されているか伺う。噴火警戒レベル発表時の避難判断まで、市民が迷うことなく適切な初動を取れるよう、時系列に沿った明確な行動指針が必要である。市民にとって分かりやすい初動行動マニュアルの整備状況を伺う。

本市が築き上げてきた優れた防災体制を、地域の隅々まで浸透させ、真に市民の命と暮らしを守る実効性のあるものとするため、市長の決意を伺う。

を伺う。

3回目の市長答弁

まず、災害が発生した際の初動対応についてである。初動体制の整備や行動指針などについては、「わが家の防災マニュアル」や「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」に掲載しているとおり、各災害情報が発表されたタイミングごとに市民が確認し避難行動を行えるよう、明快な内容で作成している。

また、地域の隅々まで浸透させた真に市民の命と暮らしを守る実効性のある防災体制とは、特別な誰かが担うものではなく、市民一人ひとりが自らの命を守り、共助・公助の力を発揮できる体制にすることである。まさに富士吉田市防災の日に行う総合防災訓練を繰り返し行うことこそが、市民を守る要になると確信している。



9月

市政 一般質問

抜粋



前田 厚子
議員
(政友会)

標題① 災害時の 食物アレルギーの 備蓄について

1回目の質問

私達は、いつ突然何が起こるかわからない、そんな日常を送っているが、地震などの自然災害は必ず身近に起こるといわれている。総務省は東日本大震災の教訓を踏まえ、食物アレルギー疾患を持つ者等を「要配慮者」と位置付け、地方公共団体に避難所等での食物アレルギー対応食品の備蓄や災害時の相談窓口設置を推奨している。私も食物アレルギーの方を「要配慮者」と位置付ける認識がなかったため、当事者の声を聞きながら市民に知ってもらいたいと考え、質問を行う。

質問を行うにあたり、何人かの食物アレルギーがある子どもの保護者に、簡単なアンケートをお願いした。まず、「食物アレルギーのお子さんのために、必要な食料の備蓄をして

いますか。」との質問には、全員が食料を備蓄しているが、何日分必要か分からないため、とりあえず1週間分を備蓄している状況であり、それ以上長引く場合は行政の応援を期待しているとの回答があった。

次に、「備蓄で揃えた物は、普段食べているものと同じものですか。」との質問には、備蓄品には賞味期限が長いものを重視し、普段食べない食品も含めて備蓄しているとの回答があり、これについては、私から事前に試食してみようことを促した。

次に、「アンケートの中で、最も心配なことは何ですか。」という質問を行った。避難所で支給される食品にアレルギーが含まれるかどうかが一番心配で、支給される食品には、全てアレルギー物質を表示し、避難所に原材料を示した献立表を掲示してもらいたいとの要望があった。このような要望に対して、市ではどのような対応を考えているか伺う。

次に、被災経験のある地方公共団体の過去の教訓から伺う。教訓には、乳幼児のアレルギー対応ミルクの備蓄を忘れないようにとあり、アレルギー

ギー対応ミルクは、乳児が受け付けない可能性から複数種類を市でも備蓄してもらいたいと付け加えられていた。本市の状況と被災された自治体の教訓を踏まえて、今後、市ではどのような対応を考えているか伺う。

また、平時および災害時の相談窓口の設置状況についても伺う。

最後に、食物アレルギー疾患を持つ要配慮者が、食糧が備蓄されている避難所を分からず避難できなかった報告がある。2016年に完成した新給食センターは、食物アレルギー専用調理室が設置されており、また、災害時においても炊き出しの拠点となる。食物アレルギーを持つ要配慮者の拠点として、市内でも最も安心して食物アレルギー対応食品を備蓄できる場所はここをおいて無い。防犯倉庫では他の物と混在する可能性が高いと思うが、この点について、市ではどのように考えているか伺う。

1回目の市長答弁

避難所等におけるアレルギー疾患を持つ方への対応は、多くの避難者に対し限られた種類の食品を一律に提供せざるを得ないなど、著しく制限された環境となることから、特段の配慮が必要だと認識している。これに対応するため、平時から関係機関や地域との連携を構築し、食物アレルギーに配慮した食品の確保に努める。

1回目の企画部長答弁

まず、アレルギー表示とその掲示について、市が備蓄する全ての食品には食品表示法に基づいたアレルギー28品目の表示がある。また、指定避難所では、当該28品目以外のアレルギーを持つ方は、避難所運営会議又は相談窓口申し出ることでなっている。

次に、乳幼児用のアレルギー対応ミルクについては、想定避難者数から乳幼児の割合を算出し、保存期間が18か月であることからローリングストックを行っている。アレルギーが想定される乳幼児の数は大変少数であるため、1種類の配備としており、複数種類の備蓄は考えていない。

次に、平時及び災害時の相談窓口について、平時は安全対策課が従前から相談対応を行っている。災害時は防災訓練時と同様に、指定避難所には相談窓口を開設し、保健師などの職員を配置することとしている。

次に、食物アレルギー対応食品の備蓄については、給食センターにおいて2016年の竣工当時から、「救給力レー」「中華ご飯」「カボチャがゆ」などのアレルギーフリー食品を個食タイプで備蓄し、他の食品と混在しないようにしている。

2回目の質問

市長の食物アレルギー備蓄への理解ある答弁と、備蓄食品への食品表示には安心した。しかし、現在給食センターに備蓄されている食品は「救給力レー」「中華ご飯」「カボチャがゆ」など主食のみのものである。できればもう少し副食になるものも用意できないか。

次に、乳幼児のミルクは対象者が少数であるとのことなので、備蓄されているアレルギーフリー食品と合わせて試食会を設けてほしい。また、10月6日に行われる「学校給食センター見学&試食会」の広報が掲載されているが、食物アレルギー疾患を持つ試食会希望者にも対応してほしいと考えるが、市の対応を伺う。

2回目の企画部長答弁

まず、食物アレルギー対応の副食の備蓄について、災害初期においては、避難者に効率よく栄養を摂ってもらうため、主食であるご飯に様々な味付けや材料が入った食事をワンパックで提供することから、副食の備蓄は考えていない。避難生活が長期化した場合においては、食物アレルギーの有無にかかわらず、国・県などに必要な物資の支援を要請する。次に、試食については、ミルクなどの食物アレルギー対応食品は、試

食会の開催ではなく、食物アレルギーを持つ者から要望があった際に、医師等への相談用や試食用として提供する。

3回目の質問

食物アレルギーは、症状が重篤な場合、命の危険にさらされることもある。過去には2012年12月に調布市立小学校で小学5年生の児童が食物アレルギーによるアナフィラキシーショックにより亡くなった事例があり、本市においても昨年、小中学校で給食のびわを食べてアレルギー症状を訴えた子どもがいたことも記憶に新しい。

このような事故は家族の手から離れたところで起きており、保護者の心配もまさにそこにある。今年7月23日の山梨日日新聞では「アレルギー災害備えて」と大きくとりあげられ、備蓄品の試食の重要性が繰り返し訴えられていた記事があった。この記事を見た保護者や、昨年のびわの事例でアレルギー症状を訴えた子どもはアレルギーが出るかもしれないという意識でできるだけ気を付けさせてきた。」という声や、試食が一番大事だという声が寄せられている。

保護者が試食を希望しており、せっかく備蓄してあっても、口にしないものはないものはなかなか食べる勇気が出ないようだ。災害はいつどこで

やってくるか分からず、家族のいないところで起こる可能性もある。そんな時、一度食べて安全だと分かる備蓄品が給食センターにあると分かっていることが子どもたちにとって非常に重要だと考える。食物アレルギーの子どもたちを災害時に守れるのは、安心して食べられる食品を備蓄していくことに尽きると思う。

繰り返しになるが、備蓄された食品の試食の機会を給食センターで設けてほしい。

重篤な食物アレルギーを持つ家族にとっては、命がけの課題であり、市長の考えを伺う。

3回目の企画部長答弁

食物アレルギー対応食品の備蓄品の提供については、安全性に最大限の配慮が必要となるため、先ほどの答弁のとおり、試食会の開催ではなく、食物アレルギーを持つ者から要望があった際に、医師等への相談用や試食用として提供する。



無痛分娩の安全確保について

1回目の質問

6月議会で執行者より、今後市立病院に「無痛分娩」を導入する旨の発表があった。改めて、市立病院で無痛分娩を導入する目的を伺う。

私の息子夫婦は9年前に東京で無痛分娩を選択して孫が生まれた。母親は無痛分娩について、不必要な体力を使わなかったため産褥期の回復が非常に楽で、入院期間も短く3日で退院できたと話している。今日まで母子ともに元気で問題なく成長していることから、本市の市立病院でこれができるのなら、安全体制を整えてぜひ推進してほしいと考える。

少子化の原因は様々あるようだが、高齢出産への不安や、第1子出産時の痛みが頭によぎり、なかなか第2子以降の計画が立てられないという話をよく聞く。私の息子夫婦の話では、無痛分娩をした際に同室の人は皆、第2子の出産で無痛分娩を選択していたとのことである。

しかし、今のSNSの時代では「無痛分娩が楽だ」という情報のみが拡散され、最も大事な安全性やリスクについて十分に理解されないまま、安易に選択するケースも見受けられる。

そのため、2018年度から厚生労働省や関係団体は、医療スタッフの研修体制整備、情報公開、インシデント・アクシデントの収集・分析・共有など、安全管理体制の構築について研究を進めてきた。その上で、安全性を確保するためには、医療従事者の専門的な知識や技術、施設の整備が不可欠といわれている。

そこで、市立病院が適切な施設となるよう準備すべきことについて、私には専門的な知識がないため、令和7年6月8日の厚生労働委員会、元麻酔科医の公明党衆議院議員が行った「無痛分娩の安全性確保について」の質疑の中から、重要だと考える3点を抜粋して質問する。

1 点目、無痛分娩を専門とする麻酔科医が非常に少なく、麻酔を実施する医師の確保が難しいのではないかな。

2 点目、リーフレット等による無痛分娩の有効性や安全性に関する周知や急変時の対応など、医療機関の実施体制に関する情報公開を進めるべきではないかな。

3 点目、必要な体制整備を進めるための自主点検表を作成すべきではないかな。

この3点について、考えを伺う。

1 回目の市立病院事務長答弁

市立病院における無痛分娩導入の目的は、当院で出産に対する不安を軽減し、安心して出産に臨める環境の整備を進める一環として、医学的な安全性を確保しつつ、出産の選択肢を広げることであり、本年7月より無痛分娩を導入したものである。

麻酔を実施する専門の医師の確保について、全国的に麻酔科医が不足していると言われるなか、当院の麻酔科医は山梨大学との連携等により体制整備を行っている。無痛分娩時の麻酔については、山梨大学から派遣されている専門医の資格を有する常勤の麻酔科医が実施する。

無痛分娩に関する周知や実施体制に関する情報公開について、無痛分娩は医療メリットがある一方で、リスクについても正しく理解してもらうことが重要である。そのため、当院では無痛分娩の内容及効果、リスク等について分かりやすく解説した説明資料を作成し、無痛分娩を希望する妊婦等に対し個別に説明を行う体制を整えている。また、無痛分娩に携わる産婦人科医や麻酔科医等の医療従事者の体制、緊急時対応マニュアル、使用する医療機器の配備状況等の無痛分娩の実施体制についても、

当院のホームページを通じて情報公開している。

体制整備のための自主点検表の作成について、無痛分娩に係る体制整備の進捗状況を把握し、継続的な質の向上を図るためには、チェックリストや自主点検表の作成・運用が有効であることから、関連学会や団体が公表しているガイドラインや指針を踏まえた自主点検表を既に作成し、万全を期している。

2 回目の質問

本年7月より市立病院に無痛分娩が導入されたが、これは山梨県でも初めての取組なので、今後多くの問い合わせが来ると予想される。

普通分娩でも無痛分娩でも、出産にはいつも不安がつきまとう。今までもおり普通分娩を選択する方や、少しでも不安があると感じた方、例えば心臓などに病気がある方や妊娠高血圧症候群などの持病がある方、高齢出産、第2子や第3子を計画されている方など、様々な状況の人がいるが、本人が説明を理解し納得した上で選択することが大事である。

今後、費用面なども含め多くの問い合わせが予想されるため、対面または電話・メールなど様々な形態で寄せられる問い合わせに対し、市立病院はどのような対応を考えている

か伺う。

2 回目の市立病院事務長答弁

希望による無痛分娩は山梨県内でも初めての取組であるため、多くの妊婦や家族から関心や問い合わせを受けることが予想される。

出産は、分娩の種類にかかわらず不安が伴う大切な出来事であるため、当院では、従来の分娩方法を含め、妊婦や家族に十分な説明を行い、本人が理解し納得した上で、安全に分娩方法を選択してもらうことを基本方針としている。

そのため、妊婦それぞれの状況に応じた様々な問い合わせに対し、まず産婦人科外来を受診してもらい、妊婦健診における対面相談につなげ、医師・助産師・看護師が連携しながら、分かりやすく丁寧に説明・対応している。今後も、妊婦や家族に寄り添った安全・安心な出産体制を提供していく。



9月

市政 一般質問

抜粋



藤田 徹
議員
(市民ファースト市政会)

標題①

非認知能力を伸ばす
取組について

1回目の質問

昨今、高学歴者の犯罪多発、就職後のコミュニケーション不足による早期離職、闇バイトへの安易な関与といった社会問題が頻発し、日本の将来を危惧している。

そこで、将来の日本を作っていくのは現在の子どもたちであるため、教育における非認知能力を伸ばす取組について質問する。

教育とは子どもたちの能力を伸ばすことであり、能力には、計算力や語学力といった学力テストなどでの数値で測れる「認知能力」と、コミュニケーション力、意欲、忍耐力など数値で測りにくい「非認知能力」がある。

非認知能力とは、物事に対する姿勢や取り組み方、他者との関係の構築など、日常生活や社会活動におい

て重視される能力を指し、これらは主に4歳から5歳の幼児期に大きく発達し、学童期・思春期に伸びていく。文部科学省では、小学校教育につ

ながる幼児期の学びの特性として、非認知能力を「自分の目標を目指して粘り強く取り組むこと」「そのためにやり方を調整し、工夫すること」「友達と同じ目標に向けて協力し合うこと」を観点としてまとめている。

より具体的ななまとめとして、経済協力開発機構では、非認知能力を「社会情動的スキル」と位置付け、「目標の達成として忍耐力・自己抑制・目標への情熱」「他者との協働として社交性・敬意・思いやり」「情動の制御として自尊心・樂觀性・自信」等を身に着けることを要素の軸としている。

最初に非認知能力の重要性を提唱し、2000年にノーベル経済学賞を受賞した経済学者のジェームズ・ヘックマン教授は、研究の中で、子どもたちが社会的に成功をおさめ、その人にとって究極的に善い状態、その人の自己利益にかなうものを実現した状態、すなわちウェルビーイングな生き方につなげるためには、

学力やIQよりも目標達成を諦めない力や自制心といった非認知能力の育成が重要だと述べており、社会情動的スキルは認知能力と相互に作用し影響を与え合うものとしている。

明日を担う子どもたちの健全な成長には非認知能力を伸ばすことが肝要であるため、本市の非認知能力を伸ばす取組について、市長の見解を伺う。

1回目の市長答弁

近年、学力テストで測定される認知能力だけでなく、粘り強さ、協調性、自制心、創造力、やり抜く力などの非認知能力が、子どもの将来の学びや社会生活において重要であることが国内外の研究でも明らかになっている。非認知能力は特に乳幼児期に発達しやすく、子どもが安心できる環境の下、遊びや生活体験など、人との関わりを通じて育まれ、家庭や地域との関わりが大変重要である。

現在の社会では、都市化や少子化により子どもが自由に遊べる場所が少なくなり、塾や習い事などでスケジュールが過密化し、屋外で体を動かす機会が減少していることから、体力や社会性の発達に影響を及ぼすことが懸念される。

また、スマートフォン等に代表されるデジタル機器の普及は、人との関わりが希薄になり、現実社会でのコミュニケーションが失われつつあ

る一因との指摘もある。

将来、子どもたちが予測困難な社会をたくましく、そして幸せに生きていくためには、認知能力だけでなく、非認知能力の育成が何よりも重要だと考える。本市はこれまで、学校教育だけでなく、地域や家庭と連携し、乳幼児期からの切れ目のない様々な支援を進めてきた。今後も時代に即した事業展開を図る。子どもは社会の宝であり、一人ひとりが「自分は大切な存在だ」と感じられる切れ目のない支援を行うことが、私たち大人の責務である。今後、非認知能力の育成が子どもの生涯にわたる学びと豊かな人間形成に資するとの認識の下、教育現場、家庭、地域が一体となってウェルビーイングに向けた取組を進めていく。

2回目の質問

子どもを「家庭」「学校」「地域」三位一体で育てると言われて久しいが、そのような概念がうたわれる以前の社会は、近所の商店街での買い物や近所の子どもの保護者との交流があり、店の人や地域の大人が子どもに声かけや叱咤激励を行っていた。しかし、現在は大型店でのセルフレジ利用やスマートフォンの普及による、文字でのコミュニケーションが主流となり、相手の声の微妙な変化や動作から気持ちを察することが難しくなっているなど、人との関わりが希

薄になっている。特に、習い事をしていない子どもは核家族化された家庭と学校だけの狭い世界で生活し、多様な人との触れ合いがない。

多くのことから、顔を合わせて前向きな言葉や肯定的な言葉をかけられることは、言語的説得として自己効力感や自己肯定感を高める効果が期待できる。これにより、チャレンジ精神が旺盛になり行動量が増える、失敗しても立ち直る、モチベーションを高く維持できる、積極的にコミュニケーションを取るなど様々な効果があり、結果として目標への情熱、社交性、自尊心、自信といった非認知能力の要素が身につく。

スポーツや文化活動を媒体とし、子どもたちが参加しやすいよう、多くの人が前向きな言葉や肯定的な言葉をかけてあげることが、非認知能力を伸ばす取組だと考える。NPO法人富士吉田総合型地域スポーツクラブFLAGS（フラッグス）などでもそのような取組ができていると認識しているが、子どもたちの生活圏で体験できることが、様々な環境下にある子どもたちにとって参加しやすいと考える。これらを踏まえ、本市における非認知能力を伸ばす取組について、市長の見解を伺う。

2回目の市長答弁

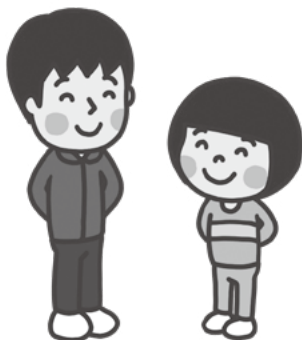
子どもが将来にわたり自立し、豊かに生きていくためには、学力や知識だけでなく、やり抜く力や協調性、自己肯定感といった非認知能力を育むことが極めて重要だ。非認知能力は、子どもが安心できる環境の中で、遊びや体験、人との関わりを通じて育まれるものであり、家庭や地域との関わりが大変重要である。

こうしたなか、本市では、子どもの非認知能力を育むため、子ども・子育て部門、学校教育部門、生涯学習部門など幅広い分野で様々な取組を進めている。

具体的な取組として、保育園ではサッカー教室や野菜の苗植え・収穫、まゆ玉づくり、遠足や運動会、ハロウィンパーティーや豆まき会等のイベント活動を積極的に実施している。また、小中学校では児童会や生徒会活動、富士山学習、郷土学習だけでなく、運動会や学園祭、学校開放日といった様々な学校行事を展開し、園児・児童・生徒が地域の方々と関わる機会を設け、愛情と信頼感、優しさ・いたわり・勇気・あこがれ・自信を培えるよう活動している。子ども家庭センターでは、日頃より、子育て相談・ペアレントトレーニング

力を育み、自己肯定感や想像力などを高める効果が期待できる。

今後も、地域やボランティアと協力し、スポーツや文化体験など多岐にわたる活動の推進と多世代交流の促進に努めるとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の活用・充実など、子どもたちが参加しやすい取組を通じ、協調性や思いやりの心を育む環境を整えていく。家庭・地域・学校と連携しながら、子どもたちが将来にわたり生きる力を育むことができるよう、引き続き非認知能力の育成に関する取組を進めていく。



9月

市政 一般質問

抜粋



秋山 晃一
議員
(無会派)

標題①

市内小中学校に
かかる費用の
無償化について

1回目の質問

小中学校の義務教育については、憲法26条は「義務教育の無償」とうたっている。この政策的な実行は、本来国が責任を負うものだが、完全な無償化には課題が多いため、一番市民の身近にいる地方自治体として重要な課題ととらえ、その一部だけでも実現のために手立てをとるべきだと考える。

経済的な格差の影響を受けずに、どの子供も等しく学校生活を送れるようにすることが必要である。現在、経済的な理由により子供に義務教育を受けさせることが困難な家庭に対しては、小中学校・就学援助事業があり、学用品費、通学用品費、新入学用品費、郊外活動費、修学旅行費などが援助の対象となっている。このような援助を全ての児童・生徒を

対象とした事業にしていけることが必要だ。

本市では、子育て世帯の経済的負担軽減と子育て支援のため、学校給食の無償化を6年前より実施している。市が行った保護者アンケートによると、給食費に充てていた費用の活用として、40%が食費などの生活費、28%が学用品等子供の物の購入費、25%が学習塾や習い事、部活動などに充てられ、「子供のために有効に使われている」とまとめられている。

この結果から、経済的負担の援助範囲が教材費や修学旅行費などに広がれば、経済的条件で抑制されていた子供の活動が大きく広がると考えるが市の考えを伺う。さらに広い範囲の学校生活における保護者負担に関して保護者の意見を聞く、アンケートなどに取り組むことについて、市の考えを伺う。また、義務教育の無償化に関する現在の市の考えや取組などについて答弁を求める。

次に、保護者にとってカバンや制服の購入などの入学時の準備は、一時的に大きな負担となる。そのため、

就学援助事業では入学準備のための支援があり、その支援も入学後ではなく準備時期に行われるなど充実してきた。現在、全国ではこの入学準備への援助を全児童・生徒に広げる自治体も出てきている。例えば、東京の足立区は、小中学校に来春入学する子から、一律10万円の援助を支給することを決定した。区長は、「国も『若年人口が急減する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス』と言っていることから、足立区としてもこの10年を正念場として捉え、勇気をもって子育て支援の充実に大きく踏み出すことにしました。」と述べている。本市でも入学準備のための支援に取り組むべきではないかと考えるが市の考えはいかがか、答弁を求める。

1回目の教育長答弁

まず、保護者への経済的負担の援助拡大は、子供たちの学びや活動の幅を広げる上で有意義だと考える。しかし、地方自治体が独自に全ての児童・生徒に対し経済的負担の援助を行うことは、財源の持続可能性の観点から大きな課題がある。

次に、保護者アンケートの実施については、本市は既に学校給食費の完全無償化や低所得世帯への就学援助制度、18歳以下の子供を対象とした医療費の無償化など、様々な支援

策を行っているため、現時点でアンケートを実施する予定はない。

次に、義務教育の無償化に関する現在の市の考えとしては、本来、義務教育の無償化は国が主導となり実施するものだ認識している。市の取組については、先に答弁したとおり、様々な支援策を講じること、保護者への経済的負担の軽減を図っているところだ。

また、入学準備のための支援については、今後も経済的に困難な世帯に対し、就学援助制度を継続すること、該当する保護者の負担軽減に取り組んでいく。

2回目の質問

憲法が示す義務教育の無償の意味について、文部科学省の見解は、国公立義務教育諸学校において授業料を徴収しないと教育基本法に明記されているとしている。憲法制定当初も政府は国の財政上の制約から授業料不徴収で「無償とする」との考えだったが、その後、国民運動により教科書が無償となった。この教科書無償化が法律化された背景には、やはり憲法で「義務教育は無償」とされていることが大きいと考える。学校給食に関しては、保護者の負担とされているものが本市をはじめとされている自治体が無償化に踏み切り、その取組が県内で広がり、県内の自治体の大部分が給食費を無償と

している。このような地方自治体の動きは、国に対し義務教育の無償の意味を問いただしている。

また、東京都足立区では補助教材費や修学旅行・自然教室などへの補助を行っており、品川区でも全ての児童・生徒を対象とした補助教材の無償化を決定している。

学校生活にかかる諸費用の負担を軽減していくことは、子供にとって経済的な不安をなくすにとどまらない。先の給食費アンケートで、3番目に多く活用されたのが学習塾や習い事、部活動であり、2番目は学用品など子供の物の購入費だったことに注目すると、無償化がさらに広い範囲で進めば、家庭の経済状況に左右されずに、多くの子供が勉学はもちろん、スポーツや芸術、文学などその成長の可能性に挑戦でき、行政としてその成長を支援できると考える。答弁でもこの点について触れられ、同じ考えが述べられたが、財政上の理由から困難だという回答だった。この点について細かく検討すべきではないか。補助教材など学校教育にかかる諸費用の一部からでも着手できないか、あるいは所得制限を設けて限定的な範囲の援助から始められないかなど、様々な検討方法があるはずだ。このような検討を積み重ねて、義務教育無償化に一步でも二歩でも近づいていくべきだと考えるがどうか、答弁を求める。

2回目の教育長答弁

市内小中学校にかかる費用の無償化について、本市としては、義務教育の無償化は国が主導し実施するものだと考えている。そのようななかにおいても、本市は保護者の経済的負担の軽減をはじめ、様々な支援策を実施している。就学に関する支援として、経済的に困難な世帯に対する就学援助制度のほか、市内公立小中学校の全ての児童・生徒に対し、補助教材費や課外活動におけるバス使用料の一部負担、資格取得補助制度として英語検定試験における受験料の全額負担など、様々な支援を行っている。今後、財源を勘案しながら、子供や保護者の負担軽減に取り組んでいく。

3回目の質問

憲法が示す義務教育の本来の意味での無償は国が責任を持つべきだという点については、私も同様の考えだ。しかし、いまだに給食費無償化や子供の医療費への助成であっても、地方自治体の取組のはるか後ろを歩んでいる国の施策が進むのを待つことはできない。子供の成長は待ったなしであり、人生にやり直しはない。

市が補助教材などに加えて、課外活動のバス借り上げなどに取り組んでいるとの答弁があったが、それらも含めて保護者負担の軽減に取り組

まれているのは素晴らしいことだ。このような取組は、本来国がやるべきことだが、自治体として、できることから無償化に向けて着手していくという姿勢ではないか。答弁でも、財政の制約はあるが、そこをしっかりと見据えつつも、保護者の負担軽減に取り組むと述べられており、このような考えが義務教育無償化に対する市の姿勢と受け止めてよいか、再度答弁を求める。

3回目の教育長答弁

義務教育無償化に対する市の姿勢は、これまで答弁したとおり、無償化は本来国が主導となつて実施すべきものとの考えの下、市は保護者の負担軽減を図るべく様々な支援を実施しているところだ。今後も、市の財政状況を見据えた上で、引き続き保護者の負担軽減に取り組んでいく姿勢である。

標題②

公契約条例について

1回目の質問

公契約条例について2010年にも質問したが、それから15年が経過

しているにもかかわらず、経済状態は決して上向きとは言えず、今後も経済が落ち込む恐れや物価高騰が重なり、市民生活は苦しい状態にあるといえる。

公契約条例とは、公共工事や業務委託、指定管理など公の機関が発注する公契約について、自治体の考え方や政策を示した条例である。公契約業務に従事する労働者等に受注者等が払うべき賃金の下限額を規定するものと、賃金に関する規定のない公契約に関する理念を明記するものの2種類に大別される。

現在、最低賃金法による最低賃金では決して生活できる水準ではない。地域の賃金については公務員の給与もそうだが、発注した際の受注額の中の労賃が地域の基準になっていく。市民の暮らしを高めようと思えば、公務員の賃金を上げ、最低賃金を上げることが必要であり、これらを行えば必然的に上がっていく。地域における賃金を増やし、地域を活性化させるため、地域住民の経済を回すために一定程度政策的に賃金を上げていくことが必要であり、公契約条例の制定は地域経済、市民、働く人にとっても非常に大きなことだと考える。公契約条例の下での公共事業や委託事業は、質的に高いものとなり、市民により多くのものが還元されると考える。これは地域経済を活性化し、市民生活の向上につながる、広い範囲の政策的意義を持つ。

前回質問した際、前年9月に最低賃金を入れた条例が全国で初めて制定された野田市など、基本条例を含めても制定した自治体は数少なかった。その後、各地で公契約条例に関する議論が進み、賃金条項のある公契約条例が33自治体、賃金条項を有さない公契約条例が57自治体と増加している。このような公契約条例制定に関する現在の各自治体の動向について、市の見解を伺う。また、公契約条例に関して議論していく場を設ける考えはないか伺う。

1回目の市長答弁

公契約条例の制定には、国の法体系との整合性をはじめ、いくつかの課題が散見される。加えて、労働者の労働環境や待遇の改善は、労働基準法、労働契約法などの法律を基礎として、各事業所の労働者と使用者との間で自主的に決定されるべきものだと考えている。

市としては、国の法制度やガイドラインを遵守しつつ、必要に応じて指導や啓発を行うことで、労働環境の改善を図ることが可能だと考えており、現時点で条例として制度化する必要性はないと考えている。

1回目の総務部長答弁

公契約条例制定に関する現在の各自治体の動向及び市の見解について、

議員指摘のとおり、公契約条例は賃金の下限を規定した「賃金条項型」と公契約の目指すべき姿を示す「理念型」に分かれ、90の自治体で取組が行われていることは承知している。

一方、公契約条例の制定に当たっては、国の法体系との整合性をはじめ、いくつかの課題が散見される。特に「賃金条項型」は、「自治体の条例で賃金を定めることは法令に抵触するのではないか」との指摘があることに加え、条例により賃金を引き上げる場合には受注者側の負担が増加し、規模の小さな企業においては経営が圧迫される恐れがある。

また、受注者に対し、労働者の賃金・労働条件を適正に確保しているか検証するための台帳作成・提出を求めている中小企業においては事務作業が増えることで、労働者の適正な労働条件を阻害するなど、結果的に事務の煩雑化や労務に従事する時間を増やしてしまうなどの弊害を生じさせる課題がある。

さらに、発注者側においても、受注者が条例を遵守しているかを確認するための作業が必要となり、担当職員の増員や行政コストの増加が懸念されるなどの課題がある。

市としては、引き続き、国の法制度やガイドラインを遵守しつつ、適正な契約事務の執行に努めていく。

2回目の質問

公契約条例が制定された多くの自治体では、政労使・学識経験者で構成される「審議会」が設置され、報酬下限額、条例運営全般を中心に、公共サービスの品質確保・向上、地域経済の発展などにつながる活発な議論が行われている。この審議会は、先の答弁で述べられた公契約条例に関する諸課題を解決するために必要であり、答弁では全ての公契約に条例が適用されるという立場だったが、多くの自治体は審議会での検討を経て、適用される公契約の範囲を一定の予定価格を上回る事業に限定している。公共工事では4000万円以上から6億円以上、業務委託でも1000万円以上から9000万円以上の自治体がある。さらに業務委託に関しては、適用範囲の契約でも一律に賃金条項を適用せず、首長の指定したものや規則で定めるものという条件をつけているところもある。

答弁で述べられている法的課題に関しても、条例制定に踏み切った各自治体は、最低賃金法などの労働法上の課題、独占禁止法に違反する可能性、地方自治法上の公正を欠く可能性などについて検討した上で条例制定に踏み切っている。

このような点について検討していくためにも、公契約条例に関して議論していく場を設ける必要があると

考えるがどうか、答弁を求める。

2回目の総務部長答弁

公契約条例は、1700を超える地方自治体のうち90の自治体でのみ制定されている状況であり、国の法体系との整合性をはじめ、多くの懸念があることから制定が進んでいないものと認識している。先の答弁のとおり、労働者の労働環境や待遇の改善は、労働基準法、労働契約法などの法律を基礎として、各事業所の労働者と使用者との間で自主的に決定されるものだと考えている。

また、市が発注する業務については、国の法制度やガイドラインを遵守するとともに、契約約款や仕様書などに基づくことで、契約の適正性や法令遵守は確保されている。これにより、公共サービスの品質が確保されると同時に地域経済の発展に寄与していると考えている。

したがって、これらの法制度や契約条項などの既存の枠組みを活用することで、適正な契約事務が執り行われており、公契約条例制定に伴う新たな審議会などの場を設ける必要性は低いものと認識している。



9月

市政 一般質問

抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

標題①

市内小中学校に
導入された
コミュニティスクール
の検証と今後の
小中学校の在り方
について

1回目の質問

本市へのコミュニティスクールの導入は、平成30年に吉田小学校が取り入れ、令和6年4月からは市内の全ての小中学校に導入された。コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の導入から1年半が経過するところであり、その導入後の現状について伺う。

コミュニティスクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは、同規定に基づき教育委員会よ

り任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことをいう。

コミュニティスクールは、地域と学校が連携・協働して児童生徒を育てる仕組みであり、教員の多忙化対策としても期待されている。文部科学省の調査では、公立小中学校での導入率は令和6年度で65.3%と増加傾向にあり、文部科学省では、更なる導入の加速と質の向上を目指している。

本市に導入されたコミュニティスクールについて、以下の点を質問する。

コミュニティスクールの仕組みを取り入れている吉田小学校では、活動内容を「コミュニティスクール通信」として定期的に保護者や地域住民に周知している。このような取組は地域との連携において重要だと考えるが、吉田小学校以外の小中

校でも同様の取組を行っているか伺う。

また、各小中学校の学校運営協議会について、各校それぞれの特色を生かした協議会運営を進めていると考えるが、情報交換や意見交換会などを他校間で定期的に行い、コミュニティスクールの運営向上に取り組んでいるか伺う。

また、学校運営協議会における地域と学校の連携・協働を推進する重要な役割を持つコーディネーターはどのような方が務めているか。過去の答弁では吉田小学校にコーディネーターは置いていないとのことだったが、現在の状況を伺う。

令和5年12月定例会での私の質問に対し、コミュニティスクールに関する研修会の開催について「関係各位と連携を図りながら、適時検討していく」との答弁があった。現在、コミュニティスクールについて学校、保護者、地域住民を対象とした研修会を開く予定はあるか伺う。

本年6月27日の山梨日日新聞に、下吉田第二小学校の児童らが地域のお年寄りと花壇で花を植えた様子が掲載されていた。これは本年度から始まったコミュニティスクールの事業の一環だと聞けが、地域の人の

とつても児童と触れ合える良い機会だと考える。他の小中学校においてもコミュニティスクールの特色を生かした具体的な活動があるか伺う。

コミュニティスクールは、学校を地域に開き、地域と共に児童生徒を育てる仕組みを作ること役割とし、学校運営支援だけでなく地域づくりの拠点となることも期待されている。コミュニティスクール導入により、児童生徒にみられた学校生活における変化があるか伺う。また、地域住民や保護者がコミュニティスクールについて検証するためのアンケートなどを実施しているか、その内容を伺う。

1回目の教育長答弁

まず、吉田小学校以外の小中学校における地域との連携についてだが、学校と地域との連携方法は、市内公立小中学校や地域の特色を生かしつつ各校で取り組んでいる。例えば、富士小学校ではコミュニティスクール周知のためのチラシを学区内に配布しており、今月号の広報紙にも掲載されている。また、吉田西小学校をはじめとするいくつかの学校では、地域住民に学校行事の案内状

を送付し、学校行事へ参加してもらうことで学校に関心を持ってもらうなどの取組を行っている。

本市では、コミュニティスクール制度導入以前から市内公立小中学校が地域と連携しながら教育活動を推進してきた経緯があり、旧来からの後援組織を持つ学校もある。このような状況の中で、それぞれの学校がその地域との関わりを活かしながら連携に取り組んでいる。

次に、コミュニティスクールの運営向上に向けた定期的な取組についてだが、本市では、市内公立小中学校の教頭によって組織されている学校運営研究会において、この制度導入以前の令和5年からコミュニティスクールについての研究を行っている。制度導入後においても、進捗状況や運営・推進方法の情報交換と併せ、取組の成果や課題を共有し、より効果的なコミュニティスクールの運営について研究を続けている。

次に、コーディネーターの配置についてだが、現在本市においてコーディネーターは配置していない。配置を検討している学校もあるが、人材の確保が難しいことから、教育委員会内の教育研修所において、地域や人材の橋渡しの役割として、学

校と地域および地域資源との調整等の役割の一部を担っている状況である。

次に、コミュニティスクールについて学校、保護者、地域住民を対象とした研修会の予定については、市内の公立小中学校で既に地元との連携を開始し、様々な課題を持ちながら歩みを進めている。学校運営研究会でも成果や課題を共有し、調査研究を行っている状況であるため、現時点において研修会の予定はない。

次に、コミュニティスクールの特徴を生かした具体的な取組についてだが、地域住民に参画してもらった取組としては、学校内での奉仕作業や避難訓練、授業への支援、登下校の際の旗振り等の児童生徒の安全確保などがある。また、児童生徒が地域祭事等に参加することで、地域を活性化し伝承する取組や、下吉田第二小学校では子育てサロンを展開し、延べ60名を超える保護者や教師が参加している取組もある。

次に、コミュニティスクール導入後における児童生徒の学校生活の変化についてだが、地域住民が学校に関わる機会が増えてきたことで、児童生徒との間で少しずつ顔の見える関係が構築されてきたところであ

る。今後も地域住民に関わってもらうことで、その変化が徐々に見えてくるものだと考えている。

次に、コミュニティスクールを検証するためのアンケートの実施については、各小中学校において様々な取組を始めているところであり、現時点においてアンケート等検証のための取組は実施していない。

2回目の質問

コミュニティスクールを検証するためのアンケートは実施していないとの答弁だった。令和5年12月定例会でコミュニティスクールの視察研修について質問した際、「校長会などで三鷹市教育委員会を訪れ、コミュニティスクールの導入や導入後の運営課題について視察した」との答弁があった。私も三鷹市教育委員会は、

何度か視察をさせていただき、そのお話の中で三鷹市教育委員会は、「教員から見た成果、保護者や地域から見た成果、そして児童生徒から見た成果をコミュニティスクール検証委員会という組織を立ち上げ、次年度に役立てる取組を行っている」と聞いている。これはPDCAサイクル（Plan…計画、Do…実行、

Check…評価、Action…改善）を確立し、研究実践を進めるマネジメント手法である。

コミュニティスクールの成果確認は、学力指標だけでは測れない。教員や保護者、教育に携わる地域住民が感じることや気づくことも重要な要素だと考える。本市においても、コミュニティスクール検証委員会を立ち上げ、児童生徒、保護者や地域、教員を対象にアンケート調査を実施し、その結果を保護者や地域に報告して、次年度のコミュニティスクールの活動に生かすべきだと考えるが、再度見解を伺う。

文部科学省は、コミュニティスクールの活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備することを提言している。これは幅広い層の地域住民・団体が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することで地域協働活動を推進する体制のことをいう。「地域学校協働本部」が整備されているとは、「地域学校協働本部」のコーディネートのもとで、様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があったりするものではないとされて

いる。全国の公立学校における導入率は令和6年度実績で63・9%と報告されている。本市において「地域学校協働本部」は整備されているが、まだ整備されていないのであれば、今後整備する計画はあるか、見解を伺う。

本市における児童生徒数の将来推計は、昭和55年度の9150人をピークに減少し、令和5年度は3235人と約65%減少している。今後も10年後で約18%減少、40年後の令和45年には現在から46%減少し1752人まで減少すると予測されている。児童生徒の減少は、学校の閉校や合併による通学距離の増加といった教育現場への影響や、地域の中心的な拠点である学校が閉校することによる地域行事や世代間交流の場の喪失といった地域社会への影響が懸念される。

このような状況を鑑み、「義務教育学校」という新たな学校制度が注目されている。「義務教育学校」とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校のことで、平成28年4月の学校教育法改正施行で新たな校種として位置づけられた。目的としては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うことによ

り、学校教育制度の多様化や弾力化を推進することを挙げている。

具体的には、学年区分の変更や指導内容の入れ替え、移行、独自教科設定など柔軟な学校運営ができるとされている。昨年10月に文教厚生委員会では栃木県佐野市を訪れ研修したが、佐野市では併設型の小中一貫ではなく、施設一体型の義務教育学校を整備している。そのメリットとして、1年生から9年生までが同じ学校で学ぶことにより、「上級生の責任感や他の役に立っているという意識が高まる」ことや「上級生の下級生に対する思いやりの心が醸成される」など、異学年交流が生まれることや、中学校進学後の新しい環境での学習や生活に不応を起す「中ギャップ」の解消、学校維持費の削減につながるかとされている。本県では、山梨市が笛川小と笛川中を統合し「義務教育学校」の設置を目指す方針を決めている。

現在本市では、児童生徒数の減少に伴い、市内小中学校適正規模・適正配置に関してパブリックコメントを募集していたが、この「義務教育学校」の設置も持続可能な教育環境を整えるための一つの方策だと考えるが、見解を伺う。

2回目の教育長答弁

まず、コミュニティスクールの成果の検証に関する市の見解についてだが、コミュニティスクールを検証するためのアンケートの実施については、先ほど答弁したとおり、各公立小中学校において様々な取組を始めているところであり、現時点においては実施していない。しかし、現在本市においては、コミュニティスクールの状況や成果について、各学年間3回の学校運営協議会を開催する中で、その都度学校から各委員に報告を行い、その内容に関して、学校だより等にて保護者や地域住民に周知を行っている。

また、コミュニティスクール検証委員会の設立やアンケート調査の実施については、その有効性や実施方法、学校現場の負担等も踏まえながら、必要に応じて検討していく。

次に、地域学校協働本部の整備と計画についてだが、地域学校協働本部とは、従来の地域と学校の連携体制を基盤として幅広い層の地域住民や団体等が参画し、緩やかにネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと

であり、これまで、本市の公立小中学校には設置していない。現在、市内の各公立小中学校においては、学校と地域が連携を強化し、地域が学校運営に参画することを醸成している段階であり、学校現場に支障を来すことがないよう、それぞれの学校と地域の特性に合わせ実践していくべきものだと考えている。以上のことから、現時点において、整備する計画はない。

次に、義務教育学校の設置に対する本市の見解についてだが、学びの一貫性や学校規模の適正化に資する方策の一つであり、山梨市において本県初の義務教育学校を令和8年度に開校する計画が進められていることは承知している。義務教育学校については、メリットがあるだけでなく、9年間を同じ児童生徒と過ごすこととなることから、人間関係が固定化されやすいといった課題があることも認識している。したがって、様々なメリット・デメリットを踏まえながら、今後、慎重に議論を行っていく必要があると考えている。



3回目の質問

義務教育学校の設置に関しては、メリット、デメリットがあることから慎重に議論を行っていくとの答弁だった。

義務教育学校が作られた背景には、ICTの発達やグローバル化が進み、科学的な思考力、判断力、表現力や、社会的文化的背景が異なる人とのコミュニケーションなど、社会に出て求められる力が多様化していることから、それらを身に付けるために義務教育課程における量と質の充実に応えるためとされている。児童生徒の変化としては、体格の成長や心身的な発達が早期化しており、学校段階の区切りと心身発達の段階にずれが生じることもある。また不登校や不登校傾向の児童生徒や、自尊心や自己肯定感が低い児童生徒に寄り添いながら、学びを支援する必要性も高まっている。

これまでも小中学校の一貫的な教育活動を行っている地域は見受けられたが、小中学校が別々の組織であるために踏み込んだ活動ができないなど、制度上の限界があった。様々な課題を解決し、地域の実情に応じ

て学校教育をより充実したものとするために義務教育学校という制度が整えられたとされている。また児童生徒の減少に伴う学校の統廃合や、校舎の改修、建て替え問題などの事情から、小中学校を一つの学校として義務教育学校を設置したという背景もある。

文部科学省が令和6年度に行った学校基本調査結果では、義務教育学校は全国に240校近くあり、在学生も8万人を超えているというデータが発表された。

様々なメリット、デメリットがある義務教育学校ではあるが、市内の一部の地域では、学校の存続や地域コミュニティの中心として、この制度の導入を熱望している地域もあると聞いている。地域の実情に応じて、この制度は取り入れるべきだと考えるが、再度見解を伺う。

繰り返しになるが、児童生徒数の減少は、学校の統廃合や学習環境の変化といった教育への影響のみならず、地域コミュニティの弱体化や若年人口の流出、そして高齢化の加速といった地域社会への影響、また、将来の労働力不足や教育産業の需要の減少など、経済への影響も懸念される。

こういった社会情勢の急激な変化の中で、本市教育行政の司令塔たる教育長として、今後の市内小中学校のあるべき姿、そしてビジョンについて見解を伺う。

3回目の教育長答弁

次に、今後の市内小中学校のあるべき姿、そしてビジョンについての見解だが、国の中央教育審議会における令和3年1月の答申において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」の構築が求められている。

まず、義務教育学校についてだが、先ほど答弁したとおり、義務教育学校制度導入については、デメリットとして、小中学校が9年一貫となることによって、子どもたちの人間関係が固定化されてしまうことによる影響が非常に大きいものだと考えている。また、文部科学省が実施した令和6年度学校基本調査において、全国の公立小中学校数は27539校であり、これとは別に義務教育学校制度を導入している公立学校数は232校のみであることから、全国的にも導入が進んでいない状況である。さらには、義務教育学校であっても例外的な制度を使わない限り、公立の義務教育学校には通学区域があり、通学区域内の子供の数が少なければ根本的な課題解決にはつながらないと考えている。このことから、先ほど「今後、慎重な議論が必要である」と答弁したところである。

本市では「富士山をかがみとした、心豊かでたくましく国際社会に通じる児童生徒の育成をめざす地域に根ざした特色ある教育」の理念を掲げ進めてきた富士山教育がある。

しかしながら、現在の市内公立小中学校を取り巻く学校教育環境は、少子化や学校施設の老朽化、さらには教職員不足など様々な課題がある。このような状況にあっても、この富士山教育の理念を実現するに当たり、私の考える学校の在り方としては、誰もが等しく同じ学校教育環境の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識することができ、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう育む場であるべきだと考えている。

令和7年第4回定例会議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
報告第7号	継続費精算報告書について(令和6年度富士吉田市一般会計)	9/1 報告													議長								報告
議案第36号	令和6年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	議長	○	○	○	☆	○	○	○	認定
議案第37号	令和6年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第38号	令和6年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第39号	令和6年度富士吉田市下水道事業会計決算認定について	決算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第40号	富士吉田市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	富士吉田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第44号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第4号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第45号	令和7年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第46号	令和7年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第2号	学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	採択
報告第8号	健全化判断比率について	9/30 報告													議長								報告
報告第9号	資金不足比率について(富士吉田市立病院事業会計)	9/30 報告													議長								報告

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果
報告第10号	資金不足比率について(富士吉田市水道事業会計)	9/30報告													議長								報告
報告第11号	資金不足比率について(富士吉田市下水道事業会計)	9/30報告													議長								報告
議案第47号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第5号)	9/30即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第48号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	9/30即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第49号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	9/30即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第50号	人権擁護委員の推薦について	9/30即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第51号	学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/30即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	可決



編集後記

富士吉田市議会だより第171号をお届けいたします。

9月定例会では、3日間に渡り決算特別委員会が開催されました。

議会として、前年度の予算執行が適正かつ妥当なものであったか、熱心な議論を重ね、様々な意見や要望を執行者にお伝えし、慎重に審査・審議いたしました。

今回、審査・審議した内容を次年度の予算編成にもしっかりと反映していくとともに、今後も、市民の皆様の声やご意見を市政に届けて参ります。

また、こうした議会活動を分かりやすく皆様へお届けするよう、議会だより編集委員一同努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

(渡辺 利彦)

議会だより
編集委員会

委員長 宮下 宗昭
副委員長 渡辺 利彦
委員 渡辺 幸寿 / 前田 厚子 / 藤原 栄作 / 藤田 徹

議員合同研修会

令和7年8月6日

山梨県市議会議長会主催による令和7年度山梨県市議会議長会議員合同研修会(前期)が昭和町のアピオ甲府にて開催されました。早稲田大学デモクラシー創造研究所招聘研究員・元大津市議会議長の清水克士氏を講師に、「続・これからの地方議会」立法趣旨に沿った議会運営」をテーマとした講演が行われ、本市議会議員も聴講し、議員としての見聞を広げました。



「富士吉田市防災の日」総合防災訓練及び富士吉田市防災シンポジウム

令和7年9月7日

今回の市総合防災訓練では、富士山ハザードマップの改定により、新たに想定された火口範囲から噴火後、地震が発生した状況を想定し、訓練が実施されました。

市議会では、災害時情報伝達・安否等確認の訓練として、メールや電話での報告・確認を行いました。

また、午後は、ふじさんホールにて行われた富士吉田市防災シンポジウムに参加し、防災専門家による基調講演及びパネルディスカッションを受講しました。



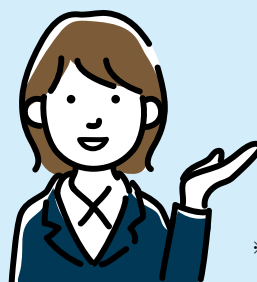
年4回 市内全域配布

ふじよしだ議会だより 企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
TEL.0555-22-0612 (直通)

富士吉田市議会のホームページはこちらのQRコードからご覧になれます。ぜひご活用ください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。